



自己資本の構成に関する開示事項(平成27年12月末・単体)

(単位:百万円、%)

国際様式の該 当番号	項目	当期末 (27/12末)	経過措置によ る不算入額	前期末 (27/9末)	経過措置によ る不算入額
<b>Tier2 資本に係る基礎項目(4)</b>					
46	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	-	-	-	-
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	1,415,480	-	1,410,566	-
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	147,816	-	148,216	-
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	4	-	2	-
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	4	-	2	-
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-	-	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	664,740	-	681,594	-
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	664,740	-	681,594	-
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (〒)	2,228,040	-	2,240,379	-
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	9,937	-	8,325	-
	うち、適格引当金不足額の50%相当額	9,937	-	8,325	-
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	9,937	-	8,325	-
<b>Tier2 資本</b>					
58	Tier2 資本の額((〒)-(リ)) (ヌ)	2,218,103	-	2,232,053	-
<b>総自己資本</b>					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	8,088,421	-	8,077,797	-
<b>リスク・アセット(5)</b>					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	47,488	-	45,998	-
	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係る額	8,793	-	7,931	-
	うち、その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段に係る額	35,863	-	35,863	-
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	33,090,644	-	31,512,971	-
<b>自己資本比率</b>					
61	普通出資等 Tier1 比率((ハ)ノ(ヲ))	17.66%	-	18.46%	-
62	Tier1 比率((ト)ノ(ヲ))	17.74%	-	18.55%	-
63	総自己資本比率((ル)ノ(ヲ))	24.44%	-	25.63%	-
<b>調整項目に係る参考事項(6)</b>					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	491,801	-	454,084	-
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額	67,401	-	67,401	-
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	-	-
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7)</b>					
76	一般貸倒引当金の額	4	-	2	-
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	80	-	52	-
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリ テール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	-	-
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	179,482	-	169,009	-
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8)</b>					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	699	-	699	-
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	299	-	299	-
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,075,204	-	1,075,204	-
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	-	-